

(写)

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例をここに公布する。  
令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第18号

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第16号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
職名		報酬の額	職名		報酬の額
省 略			省 略		
ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度審議会委員	会長	日額 4,800円	ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度審議会委員	会長	日額 4,800円
	委員	日額 4,400円		委員	日額 4,400円
農業振興地域整備促進協議会委員	会長	日額 4,800円	人・農地プラン審議会委員	会長	日額 4,800円
	委員	日額 4,800円		委員	日額 4,400円
省 略			省 略		